

会員の逮捕について

令和3年8月5日、当会会員が、探偵からの依頼を受け、他人の戸籍や住民票を不正に取得したとして住民基本台帳法、戸籍法違反及び行政書士法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

容疑が事実であれば、国家資格者としての信頼を大きく裏切る行為であり、決して許されるものではありません。

当会といたしましても、捜査に全面的な協力をさせていただき、その真相の究明と厳正な処分を強く望むものであります。

行政書士の職務上請求書の制度は、戸籍法や住民基本台帳法の制度として認められており、国民の迅速な権利行使に資するものであります。当然に行政書士の職務上必要な請求に限り使用を制限されております。また、職務上必要な請求に使用する場合であっても、身元調査や人権侵害のおそれのある使用はできないことから慎重な対応が必要となります。

本会では、新入会員に対し毎月行われる登録証交付式で行政書士法や関連規則の遵守、職務上請求書の適切な使用を指導し、また毎年度倫理研修会を開催し、行政書士の倫理や職務上請求書の適正な使用を指導しておりますが、今回のような事件が起こってしまったことが残念でなりません。

当会会員が逮捕されたという事実を重く受け止め、本件を受けて再発防止に向けた取り組みを進め、さらに会員への指導を徹底してまいります。

関係者並びに市民の皆様には、多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

令和3年8月5日
栃木県行政書士会
会長 安野光宣